

京都市告示第 4 4 7 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 2 年 3 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科音羽緯 3 号線	山科区音羽草田町50番地地先から	旧	メートル 50.50	メートル 5.00 ~ 5.50
	同町56番地の 1 地先まで	新	50.50	5.50 ~ 18.97
山科音羽緯38 号線	山科区音羽珍事町30番地の 2 地先から	旧	162.20	4.10 ~ 8.73
	同区音羽草田町58番地の 1 地先まで	新	162.20	6.84 ~ 11.43
山科音羽緯44 号線	山科区音羽草田町63番地の 2 地先から	旧	95.50	6.65 ~ 16.40
	同町49番地の 2 地先まで	新	97.70	6.75 ~ 17.10

(建設局土木管理部道路明示課)